

第66回定時株主総会のご報告



総会第1会場

グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」(東京都港区)で6月20日、前年より428名多い4,760名の株主の皆様にご出席いただき、午前10時に開会しました。質疑応答の時間には、15名の株主様よりご質問や貴重なご意見を承り、その後「剰余金処分の件」「取締役17名選任の件」「監査役1名選任の件」「取締役の報酬額改定の件」の4議案が承認・可決され、12時13分に閉会しました。質疑応答の一部をご報告いたします。

Q: 一部の社外取締役と社外監査役に取締役会への欠席が多い理由は?

A: 出席率をご指摘の通りですが、欠席の理由については、いずれもやむを得ない事情があったと聞いています。そして、欠席の際には、取締役会の議事内容について説明し、改めてご意見やアドバイスを頂いています。しかし事務局としても、出席しやすい日程調整や会場・開催場所の

設定等について、もっと工夫をしていかなければならないと考えています。また、社外役員の方々には、取締役会以外でも、例えば代表取締役との懇談会等の場でも、貴重なご意見やアドバイスを頂いています。

Q: 東日本大震災に関して、公共交通機関の社会的責任として、どのような社会貢献をしているのですか?

A: 被災した仙台空港に代わる各空港への臨時便を運航しました。また、各

都道府県から被災地へ向けて派遣された医療チームの方々などを対象に、100路線以上で約7,000席の無償輸送を行うとともに、45件で80トンの救援物資を被災地に無償輸送しました。さらに、当社から1億円を、役職員からの寄付7,000万円を義援金としてお送りしています。

一方で、社内ボランティアも募り、現在被災地に出向いて活動しています。例を挙げますと、飛行機の除雪のために大量の湯を沸かすことができる特殊車両を被災地に走らせ、南三陸町(宮城県)でお風呂の提供をしています。*

震災の影響は長期化することが見込まれていますので、引き続き復興に向けて、できる限りの支援をしていきます。

※お風呂の提供は6月末日で終了

Q: ユナイテッド航空・コンチネンタル航空およびルフトハンザドイツ航空とのジョイントベンチャーの内容は?

A: 10年程前にスターアライアンスに加盟して以来、25社以上の世界の航空会社と提携を深めてきました。コードシェア便の運航、提携パートナーの運航便に搭乗すると

貯まるマイレージ、あるいは乗継時の接続利便性の向上など、お客様のニーズにお応えして、いろいろな工夫をした結果、ANAグループの収益も上がるという効果がありました。

さらに、提携パートナーとのダイヤ調整による接続利便性の向上に加え、マイレージ積算ルールや運賃の共通化などを行うために必要とされる「ATI(独占禁止法適用除外)」の政府認可が、太平洋路線を対象に日本では昨年10月に、米国では同11月にそれぞれ下り、ユナイテッド航空・コンチネンタル航空とジョイントベンチャーが可能になりました。より便利で値ごろ感があり、さらにマイレージや空港での接続の利便性が向上して、お客様のニーズに沿ったサービスが展開できるようになるため、ANAグループの収益性がさらに改善するものと考えています。また、本年6月1日に日欧間を対象にしたATIの政府認可も下りましたので、ルフトハンザドイツ航空との協議を進めています。

これらの提携の進展により、ANAとユナイテッド航空・コンチネンタル航空、ANAとルフトハンザドイツ航空、ルフトハンザドイツ航空とユナイテッド航空・コンチネンタル航空という地球を三角形で結ぶジョイントベンチャーの枠組みが整いますので、ANAグループを欧米でも、よりグローバルなエアラインとして認められる航空会社に育てていきたいと思っています。

Q: 欧州における貨物の価格調整疑惑は取り下げられましたが、米国の価格調整疑惑に関連して和解金を支払っています。その内容と他社の状況は?

A: 欧州での貨物に関する価格調整の疑いについては、



受付の様子

2007年度から調査が入り、私どもは一切違反はないとの反論書を提出してまいりました。結果として、嫌疑には当たらないということで、欧州委員会からこれを取り下げるとの通知を受け取るに至っています。米国については、司法当局の捜査に全面的に協力してきましたが、法令の適用と解釈に認識の違いがあり、そこに原因があったと考えています。

この結果については非常に申し訳なく、今後、このようなことが起こらないように、グローバルな視点でコンプライアンス体制や社員教育等を充実させていきたいと考えています。米国司法当局からの発表によれば、本件については20社ほどが対象となり、詳細は分かりませんが、各航空会社は同様の和解金を支払ったと聞いています。

Q: 外国で政変が起きた場合など、現地にいる邦人救出の救援便、臨時便を設定することについて、労使ともに心の準備ができていますか?

A: 過去の事例ですが、天安門事件の際に、政府からの要請が間に合わない状況でも、航空券をお持ちでない邦人の方々をお乗せして日本にお送りしたことがあります。このように、有事の場合は、臨機応変に、できるだけスピーディーな邦人救出に努めたいと考えています。また、有事の場合には労使ともに前向きに対応するものと確信しています。

頂戴したご意見などを参考にさせていただき、今後、より一層のサービス改善や業務の効率化に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

